

社会福祉法人竜山会 役員等報酬規程

(報酬)

第1条 この規程は、社会福祉法人竜山会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等は、顧問、理事、業務執行理事及び監事とする。また評議員等は、評議員及び評議員選任解任委員とする。

(理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会に出席報酬)

第3条 役員等が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができるものとする。なお、同日に併せて法人の別の業務を行った場合にあっては、重ねて第4条の報酬は支払わないものとする。

	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	2, 2 0 4 円	無

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができるものとする。なお、同日に併せて法人の別の業務を行った場合にあっては、重ねて第4条の報酬は支払わないものとする。

	報 酬	費用弁償
評議員会出席報酬等	2, 2 0 4 円	無

3 役員等及び評議員選任解任委員が、評議員選任解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができるものとする。なお、同日に併せて法人の別の業務を行った場合にあっては、重ねて第4条の報酬は支払わないものとする。

4 交通費については、実費弁償として支払うものとする。

(役員等及び評議員等の勤務報酬等)

第4条 理事長が、理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、前条第1項の表により報酬を支払うことができるものとする。

2 業務執行理事が、理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、前条第1項の表により報酬を支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、前条第1項の表により報酬を支払うことができるものとする。

4 評議員等が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、前条第2項の表により報酬を支払うことができるものとする。

5 監事が、理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、前条第1項に表により報酬を支払うものとする。

6 交通費の実費が、報酬の額を超える場合には、その実費を支払うこととする。

(出張旅費)

第5条 役員等及び評議員等が、法人業務のための出張する場合は、次により旅費を支給することができる。

旅 費	宿泊費	報 酬	交通費
実 費	旅費規定通り	無	実 費

2 業務執行に必要な経費は、実費を原則として支給できるものとする。

(職員給与等の併給)」

第6条 当法人役員が職員も兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程の基づく役員報酬等は支給しないものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用するものとする。

この規程は、平成30年4月1日より適用するものとする

この規程は、平成31年4月1日より適用するものとする

この規程は、令和5年4月1日より適用するものとする